

# 大学アーカイブズ活動戦略論

清水 善 仁

## 【要 旨】

本稿は、筆者がこれまで考察してきた大学アーカイブズ理念を実現するための方法論を、大学アーカイブズの活動戦略として検討したものである。戦略とは、理念と諸活動を結びつけるものである。この検討によって、大学アーカイブズの諸活動が整理され体系的に把握されるとともに、筆者の考える活動戦略の試論を提起することによって、大学アーカイブズの理念と活動の関係性に一定の枠組みを示すことになると考えられる。

筆者は、大学アーカイブズの理念として大学理念の実現を掲げていることから、まず大学アーカイブズの諸活動と大学理念との関係性を考察した。日本の大学アーカイブズ全般に共通してみられる活動として、「資料の収集・整理・保存・公開」「広報・アウトリーチ」「調査研究」「教育」の四件を取り上げ、他方、大学理念の実現要件を「教育」「研究」「社会連携」「運営」とし、個々の大学アーカイブズ活動がどのような点で大学理念の実現に寄与するかを明確にした。あわせて、こうした大学アーカイブズ理念を実現するために、今後とくに重視すべき重点施策として、記録管理・社会連携・アーカイブズ学教育の三点を挙げ、その意義や可能性について検討した。最後に、そうした戦略の存在が、大学アーカイブズの評価にかかわって意味を持つてくるのではないかと指摘した。

## 【目 次】

1. はじめに
2. 活動戦略の策定
3. 具体的施策への考察：重点施策を中心に
4. むすびにかえて：「戦略」から「評価」へ

### 1. はじめに

#### 1.1 課題設定

筆者はこれまで大学アーカイブズの理念に関する検討をおこなってきた<sup>1)</sup>。大学にしるアーカイブズにしる組織に理念が必要なのは、それが組織の諸活動の目的を最も的確にあらわして

---

1) 「大学アーカイブズ理念論序説—SAAガイドラインを手掛かりに—」（『京都大学大学文書館研究紀要』第6号、2008年）、および「大学アーキヴィスト論」（『京都大学大学文書館研究紀要』第8号、2010年）。なお、アーカイブズにおける理念の重要性については、富永一也「われわれのアーカイブズ」（『京都大学大学文書館研究紀要』第2号、2004年）を参照のこと。

いるからである。われわれの組織は何のためにその活動をおこなっているのか、それを確認できる存在なり指標が、理念である。前稿で指摘したように、国立大学アーカイブズの諸規程では、アーカイブズの活動それ自体が目的として位置づけられており<sup>2)</sup>、それらの活動をおこなうことで何を指すのかという部分が明確になっていない組織がほとんどであった。筆者は、組織の理念として活動の先に目指す姿を明らかにしてこそ、個々の活動に対する目的意識が職員間に共有され、かつモチベーションも高まると考えており、それが結果としてアーカイブズ活動の活性化や親組織に対するアーカイブズ認識の拡がり等にも繋がるものと考えている。そのような問題意識から筆者はこれまで大学アーカイブズの理念を検討課題とし、その過程で筆者なりの理念を以下のように規定してきた。

大学という教育・研究機関に設置されたアーカイブズ組織は、みずからの大学組織にかかわる各種資料の収集・整理・保存・公開・調査研究というアーカイブズの基盤的機能の着実な遂行の上に、さらに教育活動をおこなうことによって、大学組織の維持・発展を支えるのみならず、大学理念の実現の一翼を担うより主体的な存在を目指す。

筆者が考えるこの理念が、これまでの大学アーカイブズの理念規定にかかわる研究<sup>3)</sup>と異なるのは、大学アーカイブズをより能動的な存在として位置づけ、大学資料の着実な保存・継承と同時に、大学理念の実現を担う役割を果たすことを強調している点である。組織の一員である以上、アーカイブズとしての使命を全うすることはもとより、そのことを通して親組織が有する理念の実現にも寄与すべきであり、これは決して大学に限った話ではない。大学アーカイブズの視点でこの議論を位置づけるならば、アーカイブズの基盤的機能である資料の収集・整理・保存・公開・調査研究に加え、教育活動をその機能に積極的に取り入れているべきと考える。そしてそのことは、行政や企業のアーカイブズとは異なる大学アーカイブズ固有の理念の提示にもなっている。

このような大学アーカイブズ理念を規定した上で、次の課題として浮上してくるのは、ではその理念をどのようにして実現するか、ということである。そのためには大学アーカイブズの諸活動を改めて整理し、理念との関係を確定した上で、個別具体的な施策を検討しなければならない。そしてこの手続には、理念と活動を最も効果的な形で連繋づけるための戦略的な考え

2) 前掲拙稿「大学アーカイブズ理念論序説—SAAガイドラインを手掛かりに一」。なお、当該論文では論文執筆時点の国立大学アーカイブズの規程を取り上げているが、2009年公布・2011年施行の「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法)による「国立公文書館等」への指定にともない、一部の大学アーカイブズでは規程が改正された。そこで、本稿執筆にあたり改正された規程を改めて確認したが、前掲論文における基本的な趣旨を変更する必要はないと考えている。

3) 例えば、西山伸は大学アーカイブズの理念を「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」(「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」[『研究叢書第3号』大学アーカイブズの設立と運営]全国大学史資料協議会、2002年)と、折田悦郎は大学アーカイブズを「大学が生産(授受)した事務文書を中心に収集し、それを学内外の利用に供するとともに、大学自身のアカウントビリティ、アイデンティティの“場”となる全学的な組織」と位置づけている(「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」[『大学アーカイブズ機能についての基礎的研究—「大学改革」との関連において』、平成14・15年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書、2004年])。

方が不可欠になる。そこで本稿では、この「戦略」という概念に焦点を当て、理念を実現するための大学アーカイブズ活動の戦略論を提示してみたい。

## 1.2 分析視角：「戦略」とは何か

そもそも、大学アーカイブズ活動の戦略論とはどのようなものなのだろうか。手掛かりとしてまずは「戦略」という言葉の定義を確認しておこう。小学館編『日本国語大辞典』で「戦略」を引いてみると、次のような意味が載っている。

①いくさのはかりごと。特に、戦いに勝つための大局的な方法や策略。戦術より上位の概念。②ある目的を達成するために大局的に事を運ぶ方策。特に、政治闘争、企業競争などの長期的な策略。<sup>4)</sup>

①は戦争の際の「軍事戦略」等の意味に該当し、②は「経営戦略」や「国家戦略」等の意味で用いられる。アーカイブズ活動を戦略的に捉える際の定義もむろん②である。アーカイブズの理念を達成するために大局的に事を運ぶとすれば、当然そこには方向性や具体的施策の整理・体系化が必要となる。その作業によってアーカイブズの活動戦略を明示し、それに沿った活動を展開することで、理念達成を図るのである<sup>5)</sup>。その戦略化の作業を、大学アーカイブズを事例として理論的に考察するのが本稿の分析視角となる。なお、本稿では活動形態等の点で最低限の要素に限定した戦略論を提示している。それは、本稿で筆者なりの活動戦略の試論を提示することで、その普遍化に向けた議論の基礎とすることを意図しているからである。

この間の大学アーカイブズ研究では、個々のアーカイブズ活動についての提示や考察の深化がみられる一方で、一定の理念に沿った活動の体系化に関する研究はそれほど進んでいないという現状がある。アーカイブズの個々の活動は、決してそのみ単体で存在するわけではなく、相互に有機的な繋がりを維持するなかでおこなわれるものと考えている。例えば、親組織からの文書の移管とアーカイブズの展示活動。両者は直接的な繋がりは無いように一見思われるが、移管された文書のなかから、これまで埋もれていた組織の歴史を再発見し、それを展示に活かすことは充分有り得ることであり、これは広報活動やレファレンス等にも通底する議論である。そのような意味でも、アーカイブズの個々の活動を体系的に捉えなおし、大学アーカイブズの活動戦略として再定義することで、アーカイブズの理念を実現するためのより明確な方向性が把握されるのではないだろうか。

では、大学アーカイブズの先行研究における戦略論について振り返ってみる。これまでこの分野について積極的な発言をしてきたのは小池聖一である。小池は自身の所属する広島大学文書館の事例から、大学アーカイブズの戦略論を提起しており、その内容は重要である<sup>6)</sup>。ただ

4) 小学館編・発行『日本国語大辞典』第2版、2001年、第8巻、185頁。

5) 富永一也は前掲「われわれのアーカイブズ」において、「そもそも、アーカイブズ事業が、その組織の記録を対象とし、組織の興隆や衰亡とも関係するからには、アーカイブズ理念論は、またすぐれた組織戦略論でなければならない」と述べている（45頁）。

6) 「国立大学法人化のなかの大学文書館—広島大学文書館の設立と問題点—」（『京都大学大学文書館研究紀要』第3号、2005年）、「大学文書館論—広島大学文書館を一例に一」（『広島大学文書館紀要』第9号、2007年、のち小池著『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年に収録）、「大学文書館のサービス戦略」（『情報の科学と技術』第58巻第11号、2008年）等。

し、上記の通り広島大学文書館の事例を基礎としたものであるため、個々の論点には説得力があるものの、国・公・私立を含めた大学アーカイブズ全般にどの程度普遍化できるか、という点について別途検討が必要である。また、菅真城はアーカイブズ理念論を念頭に置きつつ、やはり戦略策定の必要性を提起している<sup>7)</sup>。例えばトータル・アーカイブズへの意識や資料へのアクセス等、個々の活動にかかわる論点にも触れており、菅の主張である「教育研究」という視点に立脚した議論を展開している。しかし、菅の議論も個々の活動が大学アーカイブズの理念と具体的にどのように関係づけられるか、という点についての体系的な提示がない<sup>8)</sup>。

ところで、アーカイブズの成立過程や活動実態の多様性の観点から、一定の枠組みにアーカイブズの活動を嵌め込み、それを固定的ないし硬直的に捉えることへの批判がある。しかし筆者は、そうした枠組みのないままに大学アーカイブズ論を進めることが、却って大学アーカイブズの姿を曖昧なものにさせてしまうのではないかと、との危惧を持っている。筆者は一定の枠組みを提示し、それを日々の活動実践やアーカイブズ職員等の研究に基づいて磨き上げていけばよいと考えている。その意味で本稿は、そうした枠組みを考える上での一つの考え方の提案なのである。

## 2. 活動戦略の策定

### 2.1 戦略策定の前提

先に示した筆者の大学アーカイブズ理念では、「大学組織の維持・発展を支えるのみならず、大学理念の実現の一翼を担う」とことと規定している。ここで一つ明確にしておくべきことは、「大学組織の維持・発展を支える」とはどういうことなのか、そして「大学理念の実現の一翼を担う」というときの大学の理念とは何か、ということである。これらの文言の意味を明確にしておかなければならないのは、これが活動戦略の最終的な目標だからである。つまり、目標の意味が明確でなければ、戦略の策定のしようがないのである。

#### 2.1.1 大学組織の維持・発展を支えるということ

この「大学組織の維持・発展を支える」という規定については、筆者が別稿<sup>9)</sup>で検討した米国アーキビスト協会 (Society of American Archivists、以下、SAA) の大学アーカイブズ部会が1999年に策定した「大学アーカイブズのためのガイドライン」(Guidelines for College and University Archives)<sup>10)</sup>の考え方にヒントを得ている。同ガイドラインの詳細は先記別稿を参照願いたい、そこで示された大学アーカイブズの理念は下記のようなものである。

7) 「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」(『アーカイブズ学研究』第8号、2008年)、「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために—」(『記録と史料』第16号、2009年)、「大学アーカイブズの社会的使命」(『研究叢書第11号』大学史の社会的使命)全国大学史資料協議会、2010年)。

8) その他、アーカイブズの戦略について触れた論考に、鈴木秀幸『大学史および大学史活動の研究』日本経済評論社、2010年、高山正也「情報サービス論的視点からのアーカイブズ経営学序説：マニフェストとして」(『北の丸』第39号、2006年)等がある。

9) 前掲拙稿「大学アーカイブズ理念論序説—SAAガイドラインを手掛かりに—」。

10) <http://www2.archivists.org/standards/guidelines-for-college-and-university-archives> [参照2011-09-26]。なお、以下は引用者による私訳である。

アカデミック・アーカイブズの基本的な目標は、組織の教育任務を支えることによって、組織の生き残りや成長を援助することにある。

そしてこの理念を実現するために、大学が有する任務・機能のなかで大学アーカイブズが担うべき項目が下記のように示されている。なお、行論の便宜上数字を付している。

アーカイブズは、教育のために組織が担う任務のうち、以下の任務を担う。

- ①全体の構造を規定し、維持する機関を支えること。
- ②どんな証拠が重要かを決定することによって、またその組織がそのような証拠を作ることとを確実にすることによって、また所在やフォーマットに関わらず、その証拠を保存すること。
- ③組織の重要な証拠を保存すること。
- ④内部的かつ広範囲にわたるコミュニティに、組織の任務を進める情報を提供すること。
- ⑤教育活動を支え、かつ適切なカリキュラムの強化をおこなうこと。
- ⑥情報へのアクセスを通して、教員、学生、他の学者の研究活動を支えること。
- ⑦発見と知識の普及を通して、更なる理解を促進すること。

さらに、その実現のための具体的な施策も記されているが、それらは資料の受け入れや評価選別、編成・記述等、いずれもアーカイブズ活動そのものである。つまり、アーカイブズ活動それ自体が大学の任務・機能として認識されており、アーカイブズ活動をおこなうことがそのまま「教育任務を支え」、かつ「組織の生き残りや成長を援助する」という理念に繋がるのである。本稿における「大学組織の維持・発展を支える」という言葉の理解もこうした考え方に依っている。

## 2.1.2 大学の理念とは

ではもう一方の大学の理念について。まずは法律的な観点から大学の理念について確認しておこう<sup>11)</sup>。学校教育法第83条では、大学の理念を次のように規定している。

第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学というところを「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を展開させる」組織として理念規定している。そのために教育・研究ならびにその成果の社会への提供を通して、社会の発展に寄与することが求められている。すなわち、大学理念実現のための要件として「教育」「研究」「成果の社会への提供」（以下「社会連携」<sup>12)</sup>）を挙げているのである。

---

11) 大学の理念を法律的な視点から指摘したものに、前掲菅「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」がある。

12) 「成果の社会への提供」ということを現在の大学の多くが「社会連携」という言葉によってあらわしている。よって本稿でも上記の意味を示すものとして「社会連携」の語を用いる。なお、国立大学法人に限って言えば、国立大学法人法では、法人の業務として「公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること」（第22条4）のように、社会連携に関する事項を明記している。

ところで、法律に基づくこうした大学の理念規定あるいは理念実現要件とは別に、それぞれの大学でも独自にその理念を有している。すべての大学の共通理念は学校教育法に規定されるところではあるが、建学の精神や特定の学芸等に基づき各大学が独自の理念を規定しているのであれば、その大学に付属するアーカイブズは、その理念の実現にも力を注ぐべきであろう。ただ先記の通り、本稿はあくまで最低限のレベルの活動戦略を策定することが目的であるから、個別あるいは特有の理念については個々の大学アーカイブズが考察すべき事項であり、本稿ではとくに触れない。ただし、国立大学法人の理念については紙幅を割いておきたい。というのは、すべての国立大学法人に共通するわけではないが、各大学が規定する理念のなかで大学運営にかかわる項目が立てられており、その内容がアーカイブズ活動に密接にかかわるのである。どのような規定なのか、一、二の事例を紹介しておこう<sup>13)</sup>。

**【東京大学】東京大学憲章>Ⅲ. 運営>18. (学術情報と情報公開)**

東京大学は、図書館等の情報関連施設を全学的視点で整備し、教育・研究活動に必要な学術情報を体系的に収集、保存、整理し、構成員に対して、その必要に応じた適正な配慮の下に、等しく情報の利用手段を保障し、また広く社会に発信することに努める。東京大学は、自らの保有する情報を積極的に公開し、情報の利用に関しては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図る。

**【京都大学】京都大学の基本理念>運営>8**

京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

**【小樽商科大学】国立大学法人小樽商科大学憲章>V. 運営>12. (情報の開示)**

国立大学法人小樽商科大学は、個人情報の保護に努める一方、社会に対し開かれた大学を目指し、教育・研究・運営上の情報を可能な限り開示する。

大学理念のなかに「運営」という項目が立てられ、そこで情報公開や説明責任について明記されている。情報公開や説明責任という言葉は、周知の通りアーカイブズの存在意義や必要性を説明する文脈でも使用されてきたものであり<sup>14)</sup>、筆者もその点は重要であると考えている。したがって、学校教育法で規定するところの「教育」「研究」「社会連携」に加え、とりわけ国立大学法人の場合には、情報公開や説明責任を含意した「運営」という視点も不可欠になってくるだろう。

なお、このことは私立大学のアーカイブズが「運営」の視点を取り入れなくてもよい、ということのを是認するものではない。大学の理念にそれらの文言が入っていなくとも、アーカイブズ自身の存在役割として情報公開や説明責任が指摘されていることは論を俟たず、かつ、私立大学もまた社会的な存在として社会に対して一定程度の責任を負っていると考えれば、説明責任や情報公開にかかわる「運営」の観点も積極的に位置づけるべきであると考えられる。その意味で言えば、明治大学史資料センターが掲げる「目標」は、組織の役割に情報公開の視点を盛り

13) 出典は以下の通り。(東京大学) [http://www.u-tokyo.ac.jp/gen02/b04\\_03\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/gen02/b04_03_j.html) [参照2011-09-26]、(京都大学) <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/intro/ideals/basic/> [参照2011-09-26]、(小樽商科大学) <http://www.otaru-uc.ac.jp/hsyomu1/gakuho/H16-3/kitei1.htm> [参照2011-09-26]

14) 例えば、安藤正人「アーキビスト教育論」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003年)等。

込んでおり、高く評価すべきであると考え<sup>15)</sup>。

### 2.1.3 小括

学校教育法等を通して大学の理念を確認したとき、その実現要件として「教育」「研究」「社会連携」「運営」の四項目があることが看取できた。この四要件を翻ってSAAガイドラインに示された大学アーカイブズの担うべき任務と比較してみると、実はすべての任務が当該四項目に合致するのである。やや大雑把に分類すれば、①②③＝運営、④⑦＝社会連携、⑤＝教育、⑥＝研究、である。このように共通の方向性が示されるのであれば、アーカイブズ活動を大学理念に照らして戦略的に実行していけば、「大学組織の維持・発展を支える」ことにもなるし、「大学理念の実現の一翼を担う」ことにも繋がるであろう。そこで次節では、戦略の策定にあたり、アーカイブズの個別具体的な活動を取り上げ、それらの活動と上記四要件との関係を考察する。

## 2.2 戦略策定の考え方

### 2.2.1 アーカイブズの活動を整理する

戦略策定にあたって、まずは大学アーカイブズにおける活動形態について整理しておきたい。日本の大学アーカイブズはみずからの活動としてどのようなものを位置づけているのだろうか。全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』<sup>16)</sup> 第二部掲載の大学アーカイブズを対象に、各機関がおこなっている活動内容からその傾向を確認した。その結果、多くの機関で共通しておこなっている活動は、おおよそ以下の四点に収斂された。

#### ①資料の収集・整理・保存・公開

親組織の事務文書（国立大学法人等であれば法人文書）や刊行物等の継続的な移管ならびに大学関係資料の収集、またそれら資料の整理（目録編成・記述作業）と保存および公開（閲覧やレファレンスへの対応も含む）。

#### ②広報・アウトリーチ<sup>17)</sup>

ニューズレターの発行やホームページの構築等による情報発信、大学史等にかかわる展示および講座・講演会の開催等。

#### ③調査研究

自校史を含めた大学史・高等教育史ならびにアーカイブズ学等に関する調査研究活動（研究紀要や資料集の発行も含む）。

#### ④教育

いわゆる「自校史教育」やアーカイブズ学教育等、大学アーカイブズが主体・中心と

15) 明治大学史資料センターは、目標の第三項目に「情報のサービス」を挙げ、以下のように規定している。「問い合わせへの対応、展示や出版等によるサービス業務はいうまでもない。さらに公的機関では義務付けられた、いわゆる情報公開に向けて準備をしている。」（前掲鈴木『大学史および大学史活動の研究』17頁）

16) 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年。

17) 「広報」と「アウトリーチ」の語義の相違については、拙稿「アーカイブズにおけるアウトリーチ活動論—大学アーカイブズを中心として—」（『アーカイブズ学研究』第14号、2011年）を参照されたい。

なっておこなう教育活動(博物館実習等の実習生の受け入れも含む)。

上記の四項目を大学アーカイブズの主要な活動と位置づけ、これらの活動が大学理念実現のための四要件にどう関係づけられ、かつそれに貢献できるかについて考察してみたい。

## 2.2.2 大学アーカイブズの主要活動と大学理念実現要件との関係

前項で示した大学アーカイブズ主要四活動と大学理念実現四要件の関係性を示したものが下記の【概念図】である。各活動から出ている矢印は、当該活動がその要件に貢献できる、という意味である。すなわち、「資料の収集・整理・保存・公開」の活動は四要件すべてに矢印が向かっていることから、すべての要件に貢献が可能という意味である。では、それぞれの活動がどのような点で各要件に貢献できるのかを考えていきたい。

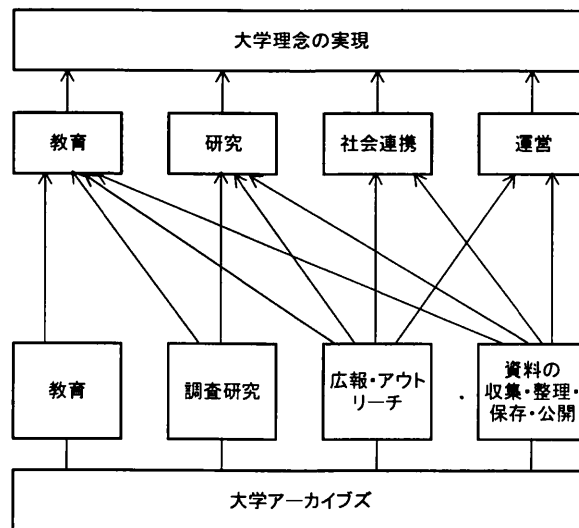
### ①資料の収集・整理・保存・公開

#### A, 運営

- 親組織からの事務文書や各種刊行物の移管と整理および公開によって、大学に求められる説明責任や情報公開の責務を果たすための基盤を整備することができる。
- 大学にかかわる個人や組織・団体等の資料(以下、個人資料)の収集と整理・公開によって、事務文書や刊行物だけでは復元できない組織の歴史を照射し、以て事務文書や各種刊行物と同様に、当該大学にかかわる説明責任や情報公開の基盤とすることができる。
- 事務文書・刊行物・個人資料の移管ないし収集によって、説明責任や情報公開といった大学外に対する対応のみならず、大学内の人々とりわけ教員や事務職員にとって、過去の業務の先例確認や今後の業務計画構築のための検討素材、さらには各種証明の証拠書類としてアーカイブズの所蔵資料を活用できる態勢を整備することができる。

#### B, 社会連携

- 事務文書・刊行物・個人資料の公開によって、そこに含まれる大学の教育・研究の状



【概念図】



況や成果を広く社会に提供できるような基盤を整備することができる。

### C、研究

- 事務文書・刊行物・個人資料の公開によって、アーカイブズの利用者がそれらの資料を基に研究活動をおこなう基盤を整備することができる。
- 資料の整理（とくに編成・記述）の際に、資料の出所組織の歴史や構造等に関する研究をおこなうことによって、資料の公開・利用の際の便宜を高めると同時に、アーカイブズ職員によるそうした研究自体が当該組織等にかかわる歴史学的・アーカイブズ学的研究に寄与することができる。

### D、教育

- 事務文書・刊行物・個人資料の移管・収集・公開によって、それらアーカイブズの所蔵資料が学内における教育活動で活用されるような基盤を整備することができる。

資料の収集・整理・保存・公開については、やはり運営の部分で大きな貢献が可能となる。学外に対する説明責任・情報公開の責務を果たすという意味での大学理念実現への貢献もさることながら、学内教職員にとってのアーカイブズの存在意義への視点も決して軽視してはならないだろう。アーカイブズは何よりもまず、組織内の人々に対してその必要性や存在意義を理解してもらう必要があり、アーカイブズの親組織業務への寄与はその観点で重要である<sup>18)</sup>。さらに、国立大学法人に特記して言えば、アーカイブズあるいは記録管理の的確な運用が、公文書管理法に規定する条項の遵守に寄与するということが挙げられる。むろん、公文書の適切な管理を規定した公文書管理法を遵守することが、結果として情報公開や説明責任の態勢を整備することにも繋がるわけであり、ある意味表裏一体のものでもある。その意味では、国立大学法人に限らず私立大学等も当該組織の記録管理の的確な運用と言うのは不可欠なことであるが、この点については後に改めて述べる。

また、個人資料についても特記したが、これは多くの大学アーカイブズ関係者が述べるように<sup>19)</sup>、個人資料が事務文書等の補完のみならず多様な役割を果たしており、いわゆる「収集アーカイブズ」の手法も十分に取り入れる必要があると考えている。筆者はアーカイブズとしての優先度は「組織アーカイブズ」に置くべきと考えているが、それは「収集アーカイブズ」を否定するものではなく、「組織アーカイブズ」の着実な遂行の上に、「収集アーカイブズ」の活動を積極的に取り入れていくべきであると考えている。その意味で、個人資料に関する項目も加えている。

その他、社会連携、調査研究、教育については記した通りであるが、的確な資料の収集・整理・保存・公開の業務が、資料の利活用の点で社会連携・研究・教育の諸要件に寄与するという位置づけである。

---

18) その点にかかわって、小池聖一は学内のシンクタンク的存在としての大学アーカイブズを提起している（「独立行政法人下の大学公文書館」、『九州大学大学史料室ニュース』第17号、2001年）。筆者は大学アーカイブズにそこまで求めていないが、現場の教職員等から求められたときに、すぐに文書等の出納や情報の提供ができる態勢を整えておくことは最低限の条件であろうと思われる。

19) 例えば、前掲小池「大学文書館論—広島大学文書館を一例に—」等。

## ②広報・アウトリーチ

### A, 運営/C, 研究/D, 教育

○学内の教職員に対し、アーカイブズの所蔵資料や諸活動を広く伝えることで、所蔵資料等に対する認識を高めてもらい、以て (A) 説明責任・情報公開への対応や自身の業務への参照等 / (C) 自身の研究 / (D) 講義等の教育活動〔下線部分は各要件によって置き換える一筆者註〕に利活用できる基盤を整備することができる。

### B, 社会連携

○アーカイブズの所蔵資料や諸活動について、ホームページ等による情報発信をはじめ、展示や講座・講演会等を通して、まずはアーカイブズの存在を知ってもらうと同時に、大学やアーカイブズにおける教育・研究等の各種活動の成果を発信することができる。

広報やアウトリーチ活動の要諦は、何よりもまずアーカイブズの存在や活動を広く人々に認識してもらうことにある。その上にこそ、アーカイブズへの理解が進み、利用や収集・移管に効果を生むものとする。したがって、広報・アウトリーチ活動はアーカイブズにとって不可欠の活動なのである。上記の運営・研究・教育に対する貢献の意味は、まさにこの文脈に基づくものであり、広報・アウトリーチによるアーカイブズへの認識や理解の深化が、運営・研究・教育の場面でアーカイブズの利用という反応でかえってくるということを示している。

他方、社会連携については、広報・アウトリーチ活動それ自体が、大学の教育・研究の成果や大学情報の発信に繋がるものであると位置づけられる。筆者は別稿<sup>20)</sup>において、アウトリーチ活動のミニマム・エッセンスとして「情報発信」「展示」「講座・講演会」を提示したが、これらの活動には大学の教育・研究成果の発信を含むものが少なくないし、大学アーカイブズにおける展示等はそれ自体が一つの研究成果の発信と言えなくもない。つまり、社会連携への貢献が他の要件と異なるのは、他の要件が広報・アウトリーチ活動の結果としてもたらされる効果であるのに対し、社会連携は広報・アウトリーチ活動それ自体が貢献主体となるのである。

## ③調査研究

### C, 研究

○アーカイブズ職員がアーカイブズ学・記録管理学および大学史研究等をおこなうことによって、大学の研究活動に寄与することができる。

### D, 教育

○アーカイブズ職員によるアーカイブズ学・記録管理学および大学史研究等の成果をアーカイブズ職員等が講義や演習の場を通して教授することによって、大学の教育活動に寄与することができる。

大学アーカイブズがおこなう調査研究活動について、筆者の基本的な考え方は、アーカイブズの役割を全うするために不可欠な調査研究活動でなければならない、ということである。この文脈で意識しているのは、大学アーカイブズにおける大学史研究の在り方である。すなわち、大学に限らずアーカイブズ組織は、組織の記録を確実に保存管理することでその歴史を未来に継承し、あるいは諸活動の証拠として説明責任や情報公開の資源を提供する役割を担う組織であるから、その観点でよりよい活動や方法論を構築するための調査研究＝アーカイブズ学研究

20) 前掲拙稿「アーカイブズにおけるアウトリーチ活動論—大学アーカイブズを中心として—」。

／記録管理学研究が不可欠なのである。アーカイブズに所蔵されている資料を用いて組織の新たな歴史的事実等を明らかにし、それらを時代のなかに位置づけ評価する調査研究＝大学史（歴史学）研究よりも先行するのは当然である。しかし、アーカイブズの職員にはレファレンスへの対応や展示企画等の業務において、当該組織の歴史に精通しておく必要があるし、学内外の周囲からも大学史にかかわる組織として見られがちである。したがって、アーカイブズ職員もまた大学史に関する調査研究は主要な業務となる。ただしその業務は、先に記した大学史研究的なものではなく、あくまで当該組織の歴史に関する知見を深めることに目的がある。結果として大学史研究的な調査研究がおこなわれることは否定しないし、そのことが大学理念実現のための研究や教育に資することも否定はしないが、初発から大学史研究的な目的をもっておこなわれる調査研究活動については、基礎的なアーカイブズ活動としては位置づけにくいものと考えている<sup>21)</sup>。

その上で、アーカイブズの調査研究活動が大学理念実現に貢献するのは研究と教育である。アーカイブズ職員（とりわけアーキビスト）もまた大学に所属する一人の研究者であるから、研究をおこなうことは責務の一つであり、アーカイブズや記録管理の理論や実践にかかわる先端的な研究は、大学のみならず当該学界にも大きな意義を持つものと言えるだろう。さらにそうした研究活動の成果は、教育の場を通して広く学生にも伝えられるべきと考える。その意味で、すぐれた研究活動の推進が、大学教育にも少なからず貢献できるものと思われる。

#### ④教育

##### D、教育

- 主としてアーカイブズ学や博物館学芸員養成等の教育において、アーカイブズ活動全般にかかわる教育や実習にアーカイブズが参画することによって、みずからの機能を生かした形で大学の教育活動に寄与することができる。
- 歴史学教育等におけるアーカイブズ所蔵資料の利活用方法についての教育等、様々な学問分野の教育における〈場〉や〈ツール〉としての機能を果たすことによって、半ば間接的に大学の教育活動に寄与することができる。

大学アーカイブズの教育活動は、主として大学理念実現のうちの教育要件に貢献する。この貢献には二つの側面がある。一つは大学アーカイブズ自身による教育活動、もう一つは大学アーカイブズが教育活動の〈場〉ないし〈ツール〉となる、ということである。

まず、第一の大学アーカイブズ自身による教育活動について。教育活動を担うのはアーキビスト等のアーカイブズ職員である。そして、提供すべき教育内容はアーカイブズ学や記録管理学等である。アーカイブズ職員が現場での実践やそれを通じて考察した課題などを学生に教授していくわけだが、アーカイブズの歴史や機能等の理論はもとより、実習も不可欠である。森本祥子によれば、米国ではアーキビストとしての実務経験を重視することから、アーキビスト養成のカリキュラムには含まれていないものの、学生のアーカイブズでのインターンシップを

---

21) この主張はすでに前掲拙稿「大学アーキビスト論」でもおこなっており、基本的な主張は現在も変わらない。また念のため断っておくが、アーカイブズの職員が初発から大学史研究的な目的に基づく研究をおこなうことも筆者は否定していない。それは個人の研究の自由であり、そこまで束縛することはできない。ただし、そうした研究はアーカイブズの組織としての研究であるとは一概には言い難い、ということを付言しておく。

奨励しているという<sup>22)</sup>。同氏が論考のなかで取り上げたテキサス大学の大学アーカイブズの一つであるドルフ・ブリスコー・アメリカ史センターでも、同大学のアーキビスト養成課程学生のインターンシップを受け入れており、センターの側もまた「自らを教育機関と認識し、スタッフは教育者との自覚を持っている」<sup>23)</sup>とのことである。アーキビスト制度の有無等の点で、アメリカと日本の事例を単純に比較することは控えるべきであるが、理論と実務とがつねに応答するアーカイブズ学において、現場での経験を積むことは、それに基づいた理論構築が可能になる等、きわめて有意義な取り組みである。したがって、教育活動の一環として実習生を受け入れることで、米国のように日本の大学アーカイブズもまた教育機関として自認し、学生に対する教育活動をおこなっていくべきである<sup>24)</sup>と考える。

第二の大学アーカイブズが教育活動の〈場〉ないし〈ツール〉となる、ということについて。上記では歴史学教育を事例として挙げたが<sup>25)</sup>、アーカイブズには多様な資料が所蔵されることから、アーカイブズ学や歴史学はもとより、情報学、行政学、教育学等、様々な学問分野の教育に活用することが可能である。〈場〉という観点では、そうした資料の利活用方法をアーカイブズ職員が手解きする場として、あるいはアーカイブズの活動や存在それ自体をクローズアップさせ、組織運営や行政管理の視点から捉える経営学や行政学を学ぶ場としての在り方が考えられるし、〈ツール〉という観点では、所蔵資料を用いた歴史学、教育学等の教育活動が考えられる。そのような意味で、アーカイブズの教育活動は、アーカイブズ主体の教育活動のみならず、他の学問分野の教育活動にも提供できるといふ二つの側面を有しているのである。

### 2.3 小括

以上、大学理念実現の四要件への大学アーカイブズ活動の貢献の在り方について記してきた。このように両者の関係性を明確にしておくことは、次章で取り上げる具体的施策の構築や運用に際しても重要なことである。なぜなら、みずからのおこなっている活動がどういう意味があるのかをつねに理念との関係に基づいて確認することができるし、例えば、おこなっている活動が仮に不調に終わり代替案の策定が求められたとき、理念との関係から改めてその活動の意義を再認識し、計画の練り直しを図ることができるからである。理念という軸があることによって、そこを起点とした活動の構築と体系化が可能となるのであり、これこそが戦略の重要な意義なのである。

22) 「これからのアーキビスト養成の課題についての一考察：アメリカの現状をふまえて」、『学習院大学文学部研究年報』第56号、2010年。

23) 同上232頁。

24) なお、現在日本の大学アーカイブズの多くでおこなわれているのは「自校史教育」である。筆者はアーカイブズ職員の専門性から言っても、担うべき教育は「自校史教育」（あるいは大学史・高等教育史教育）およびアーカイブズ学・記録管理学教育であると考えている。なお、筆者の「自校史教育」に対する考え方については、前掲拙稿「大学アーキビスト論」を参照されたい。

25) これはMarcus C. Robyns, "The Archivist as Educator: Integrating Critical Thinking Skills into Historical Research Methods Instruction". *The American Archivist*, Vol.64 (Fall/Winter2001) から示唆を得た。なお、同論考の内容については、前掲拙稿「大学アーキビスト論」で紹介している。

### 3. 具体的施策への考察：重点施策を中心に

本章では、前章で検討した活動戦略を基に、それを実現するための具体的な施策の考察に入りたい。前章で指摘した大学アーカイブズ主要四活動は、それ自体がすでに施策の側面を有しており、それぞれの活動を精緻化していくことは不可欠であるが、そのすべてについて本稿で詳述するのは紙幅の都合から困難である<sup>26)</sup>。そこで、本稿ではとくに強化すべき部分を重点施策として位置づけ、いくつかの活動を考察していきたい。

#### 3.1 記録管理への積極的関与と連携

大学アーカイブズが所蔵する各種資料のなかで、比較的大きな割合を占めるのが親組織たる大学事務組織が作成・収受した文書＝事務文書である。国立大学法人等の場合は法人文書と呼ばれ、2011年4月に施行された公文書管理法によって、法人の記録管理は当該法律の規定に基づいて運用されることとなった。保存期限が満了した法人文書は、基本的に学内のアーカイブズ（いわゆる「国立公文書館等」）に移管されることになるが<sup>27)</sup>、この移管にかかわる法人文書の保存ないし廃棄の決定について、公文書管理法第5条5は次のように規定している。

行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

すなわち、現用文書の作成部局において文書の保存・廃棄を決定し、保存決定された文書のみをアーカイブズに移管するという仕組みである。アーカイブズがその決定に関与できないことについては選別の客観性や公平性等の点で大きな問題が残る<sup>28)</sup>。しかし、逆の視点から見れ

26) 個別の活動に関する検討は別稿を期したい。なお、広報・アウトリーチ活動については、すでに前掲拙稿「アーカイブズにおけるアウトリーチ活動論—大学アーカイブズを中心として—」を発表しているので、そちらを参照されたい。

27) ただし、2011年4月の公文書管理法施行時点で、「国立公文書館等」として政令指定を受けた大学アーカイブズは6組織にとどまる。その他の国立大学法人においては、保存期限満了後で保存すべき法人文書の取り扱い、当面、保存期限の延長を以て、つまり現用文書として保管するようである。政令指定を受けた大学アーカイブズが6組織にとどまったのは、内閣府が求める「国立公文書館等」への認定基準（例えば、内閣府が作成した「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」）があまりに厳しかったためである。この問題については、本稿の論行から外れるのでこれ以上述べないが、このことに起因する大きな懸念は、「国立公文書館等」が指定されないために、保存すべき重要な法人文書がアーカイブズに移管されず、廃棄されてしまう危険性が生じることである。

28) ただし、一部の国立大学法人では、同法施行後もアーカイブズが現用文書の保存・廃棄決定＝評価選別権限を有することができるよう規定を整備したところもある。例えば、京都大学では、「京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項」を一部改正し、総括文書管理者は歴史公文書等の認定又は廃棄の決定を「大学文書館長に専決させることができる」という条文を設け、これまでの作業の継続性を担保することとした」とのことである（西山伸「公文書管理法施行への京都大学大学文書館の対応」【京都大学大学文書館だより】第20号、2011年）。

ば、だからこそアーカイブズの側が積極的に現用文書の管理分野に関与していかなければならないとも言える。

他方、私立大学の場合は、現用事務組織からアーカイブズへの事務文書の移管にかかわる規程類が存在していても空文化しているケースが多く、アーカイブズ職員の個人的な努力等で文書が移管されることが多いという<sup>29)</sup>。そのため、保存期限満了後の文書の体系的な保存管理ができていないところが課題点として挙げられる。

現用期間の文書や記録の管理にかかわる分野を「記録管理」あるいは「レコードマネジメント」と呼ぶ。記録管理とアーカイブズは〈川上一川下〉とよく言われるように、機能的に切り離せない関係にあり、両者の連携は組織の体系的な記録の保存管理にとって重要である。日本の大学アーカイブズにおいても記録管理への積極的な関与をおこなっている名古屋大学の事例等がよく知られているが<sup>30)</sup>、改めてアーカイブズがなぜ記録管理に関心を払うべきなのか確認しておく。William J. Maherは、アーカイブズで公開されるであろう記録の作成や管理にかかわるのが記録管理の分野なのだから、アーカイブズも積極的な役割を果たすべきと述べ、さらに詳細な理由を四点にわたって述べている。

- ①アーカイブズと記録管理の間に理論的・実務的な強固な関係性がある。
- ②選別・編成・記述といった鍵となるアーカイブズ機能の成果は、現用記録の質に大きく影響を受ける。
- ③アーキビストが記録管理にかかわるようになる多くの実務的理由がある（記録管理が多くのアーカイブズの任務を容易にするだけでなく、重要な広報のメリットを提供することができる）。
- ④アーカイブズが大学における唯一の記録プログラムである限り、重要な記録の保存に対して、何らかの責任を負う必要があるかもしれない<sup>31)</sup>。

的確な記録管理がアーカイブズ活動の質とかわるという視点、あるいは資料の整理や管理の点で記録管理とアーカイブズ管理が共通する部分が少なくなく、したがってアーカイブズが関与する場面も出てくる、ということが指摘されている。この後、Maherは自著のなかで記録管理プログラムの設計や検討点を詳しく述べており大変参考になるが、ここでは紙幅の関係から省略する。Maherが指摘するように、アーカイブズの質を決定づけるのが記録管理であるならば、アーカイブズが記録管理システムの構築等に際し、積極的な役割を果たすべきであることは論を俟たないであろう。記録管理とアーカイブズが緊密な連携をおこない、記録の体系的な保存管理が図られることは、組織の情報公開や説明責任の基盤として不可欠であるし、業務の参照にも有効である。まさに前章で指摘した活動戦略の一つに合致するテーマなのである。それをまずはアーカイブズの側から積極的におこなうことで、上記の目的を実現していかなければなるまい。では、どのような関与や連携の方法があるだろうか。諸外国でおこなわれているように現用記録作成段階からのアーキビストの関与等、いろいろな方法論が考えられるが、

29) 前掲菅「大学アーカイブズの社会的使命」。

30) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援—シームレス型記録管理の試み」(『名古屋大学大学文書資料室紀要』第13号、2005年)。

31) William J. Mahar, *The Management of College and University Archives*, The Society of American Archivists, 1992, pp.284-286. (引用者私訳)

ここではメタ・データを取り上げてみたい。記録管理の分野でも、情報公開制度等との関係から検索システムを導入しているところは少なくない。一方、アーカイブズでも独自に検索システムを構築しているケースがみられる。そこで考えうる一つの方策は、両者のメタ・データの共通化である。そうすることで、移管や整理の際に、両者のデータの共有化がスムーズになるのではないかと。このことは、すでに始まりつつある電子記録化への対応の観点から見ても重要であると思われる。日本でもすでに電子記録を前提とした記録の移管や保存に関する検討がおこなわれているが<sup>32)</sup>、諸外国では現実の問題として電子記録への記録管理・アーカイブズの取り組みが求められている。そこには当然、これまでの紙媒体の記録の取り扱いとは異なる状況が現出されることが容易に予想され、ますます両者の連携が必要となる。メタ・データの共通化は一つの方策であるが、それを含めた記録管理とアーカイブズの連携は今後さらに求められるだろう<sup>33)</sup>。

さらに、記録管理にかかわってもう一つ付け加えるべきアーカイブズの役割は、記録管理の重要性を現場の事務職員に啓発することではないだろうか。的確な記録管理が現在そして将来の大学組織にとってどのような意味を持つのか、そのことを認識させることが重要なのである。この点について、インディアナ大学の大学アーキビストであるPhilip C. Bantinは、個別の事例も紹介しつつ次のように述べて強調している。

大学の事務職員は記録管理に関心を払うべきです。なぜなら記録には組織の活動が書きとめられ、かつ情報に基づいた意思決定やアカウントビリティの確保、社会に対する大学理念の実現のために不可欠だからです。工事契約のコピーの保存場所が見つけれないことを想像してください。学生が単位の満了を主張したとき、あなたの組織でその主張を確かめるか、または否定する記録がなかったとしたら、学生が自身の成績にアクセスして変更できたらどうなりますか。研究のためのデータをもし間違えて廃棄してしまったとしたらどんな損害がありますか。職員が内部の政策記録の最終版の保存場所を見つけられなかったときの混乱を考えてください。非常に貴重なデジタルアーカイブコレクションが失われたとしたら何が起きますか。焦点を当てる領域が管理、教育、研究のいずれであるにもかかわらず、記録管理は重要なのです。<sup>34)</sup>

記録管理が大学にかかわるすべての領域において重要であることを分かりやすく述べている。それらがいずれも職員に身近な業務であるからこそ、記録管理の重要性が主張されるのである。その点で、啓発のための具体的な方法論としては、記録の管理や保存にかかわる研修の実

32) 日本ではすでに2005年度、内閣府に「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会」が設置され報告書が示された。その後も国立公文書館等を中心としてこの問題に関する検討が続けられている。

33) なお、この点にかかわって、Richard J. Coxは、このような電子記録化時代の下で、アーカイブズにおいてもデジタル情報システムに適応可能な実務にいかに関与していくかが課題であるとし、とくに大学のすべての記録作成者と、組織を超えたパートナーシップを構築するべきであると強調している。システムの確立と同時に、それを担う人との繋がりを重視する視点については筆者も賛同する（Richard J. Cox, “The Academic Archives of the Future”, *EDUCAUSE Review*, vol. 43, no. 2 (March/April 2008), <http://net.educause.edu/ir/library/pdf/ERM0826.pdf>で参照可能）。

34) Philip C. Bantin, “Records Management in a Digital World”, *EDUCAUSE Center for Applied Research, Research Bulletin Volume 2002, Issue 16, August 6, 2002, p.2.* (引用者私訳)

施<sup>35)</sup>や、アーカイブズ所蔵の記録へのアクセスによる業務参照事例あるいはレファレンス事例の周知等をおこなうことが指摘できる。そうした活動を通して、記録管理の現在および将来に対する意義を事務職員に向けて強調することで、彼らの独断に基づく記録の廃棄が如何に問題であるかを認識してもらうことができるであろう。と同時に、こうした活動を継続することが、実は記録管理にとどまらず、アーカイブズの存在意義や役割を啓発することにも通じると考える。すなわち、的確な記録管理によって移管されたアーカイブズが、自身の業務の先例確認等に活用できたという実感を得ることが何よりも重要なのである。アーカイブズの存在や役割を身近に体感することで、その意義がより深く理解されることとなろう。そうしたことの蓄積が、記録管理の重要性を理解する職員の増加に繋がり、ひいては大学記録の体系的な保存が望めるようになるのである。これは記録管理システムの導入あるいは記録管理とアーカイブズとの連携ということを超えて、大学にアーカイブズを根付かせる重要な活動にもなりえる。まさに大学アーカイブズの活動戦略における重点施策なのである。

### 3.2 「社会連携」の枠組みを拡げる

次に挙げられる施策は社会連携に関するものである。前章では、資料の公開や広報・アウトリーチ活動を社会連携の視点から位置づけてみたが、これらはいずれもアーカイブズの側からの一方向的なアプローチである。そうした取り組みだけではなく、双方向的な社会連携の形というものはあり得ないだろうか。その点にかかわって、水越伸は社会連携を以下の三つに分類している。

社会貢献…大学の知を社会に還元し、貢献する活動。大学の知識や知恵を一般の人々わかりやすく紹介する公開講座や出前授業などはこれにあたる。

社会循環…大学と社会のディスコミュニケーションを解消する活動。両者のコミュニケーションをめぐるメディア・リテラシーを育み、対話の回路を生み出す。

社会共創…大学が社会と協働し、新たなことがらを生み出す活動。研究者や学生が、その大学のある地域の課題に取り組み、新しい価値やしくみ、システムを社会とともに創造する。<sup>36)</sup>

この分類に従うと、これまで本稿で述べてきた社会連携の在り方は「社会貢献」のみであった。その分野に力を入れアーカイブズの存在を広く知ってもらうと同時に、さらに「社会循環」や「社会共創」の考え方まで含み込んだ「社会連携」を模索することによって、アーカイブズの多様な可能性が拓かれるものと思われる。

なお、こうした考え方はすでに大学アーカイブズ研究において検討がなされている。鈴木秀幸は自身の所属する明治大学史資料センター等における様々な取り組みを紹介し、アーカイブズの「外への参加」と「外からの受入」の重要性を強調している<sup>37)</sup>。こうした先駆的な取り組み

35) なお、国立大学法人に限られるが、公文書管理法では、法人の長に対し、当該組織の職員に対して「公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるため」の研修の実施を求めている(第32条)。

36) 水越伸「社会連携ってなんだろう」(『情報学研究 学環』第80号、東京大学大学院情報学環紀要、2011年)。



みを手掛かりに、「社会連携」の枠組みを拡げていくことが、アーカイブズの理念を実現する一つの方法になると思うが、筆者はとくに重視しなければならないこととして、アーカイブズでなければならない／だからこそできる「社会連携」の在り方を模索する必要性があるように思う。図書館でも博物館でもないアーカイブズだからこそできる「社会連携」の形とは何か。例えば、学内外の様々な組織の歴史を残していく作業、それはすなわち組織にアーカイブズ・システムを構築する作業である。記録の適切な管理と保存が、将来世代にとって貴重な資源となることをアーカイブズはみずからの業務の遂行と蓄積によって認識している。そうした認識とそのための方論を積極的に提供することによって、地域や社会の歴史や記録を未来に残すことの手助けができるのではあるまいか。この視点は水越の分類に言うところの「社会共創」に該当する。こうした取り組みでは、地域の自治体アーカイブズとの連携等の可能性も考えられ、大学により地域により様々な方論があり得ることから、そうした取り組みの蓄積によって、多様な「社会連携」の在り方が模索され実践されることが求められるであろう。

### 3.3 大学アーカイブズによるアーカイブズ学教育の方論の確立

大学アーカイブズの教育活動への関与はかねてから筆者の強調するところであるが、教育のためのカリキュラムを開発することは不可欠である。諸外国においても、大学アーカイブズが主体となって教育活動をおこなう事例は少なく、これは日本の大学アーカイブズの特色とも言える。であるならば、個別の大学毎にカリキュラムを策定するにとどまらず、広く国内の大学アーカイブズ間で当該カリキュラムを開発するというのも可能である。周知のように、大学アーカイブズがその担い手として広く認識されている教育に「自校史教育」があるが、これについては教育学界を中心としてこれまでに多くの検討がなされてきた<sup>38)</sup>。同様に、アーカイブズ学教育についても大学アーカイブズがその担い手になることによってどのような利点があり、かつどのようなカリキュラムが準備できるか、さらには実際に教育をおこなったことによる効果や反応の検討を通して、よりその内容が洗練されるのではないだろうか。本稿においては紙幅の都合から指摘にとどめ、別稿においてより詳しく検討したい。

## 4. むすびにかえて：「戦略」から「評価」へ

これまで大学アーカイブズの理念を如何に実現するべきか、そのための方法を活動戦略論として検討してきた。最初に述べたように、本稿の記載内容はあくまで筆者の大学アーカイブズ理念に基づいて考察したもので、かつ大学アーカイブズ活動にしても最低限の内容のみに立脚した戦略試論であるから、大学アーカイブズの活動の拡がりはこの範囲にとどまるものではない。しかし、最低限である以上、本稿に示した大学アーカイブズ活動はおこなわれなければならないと考える。その上で、次に活動戦略として求められるのは、個々のアーカイブズ活動に

37) 鈴木秀幸「第四・第五の大学史活動―試行と定立の中で―」（『大学史資料センターグループ報告 第29集 大学史活動』2008年）。

38) このテーマにかかわる検討は枚挙に暇がないが、比較的近年の動きとして、2009年1月に立教大学でおこなわれたシンポジウム「自校教育の到達点と今後の課題」がある（なおその内容は『大学教育研究フォーラム』第14号、2009年、にまとめられている）。

おける具体的な目標設定や方法論の検討である。本来ならばそれらの点についても本稿で触れるべきところであるが、すでに紙幅も尽きていることから、別稿に譲りたい。ただ、本稿の考察によって、大学アーカイブズの理念と諸活動の関係性が明確となり、活動戦略の基盤となる考え方を明示することができた。したがって、個別の活動の戦略についても、この考え方に基づいて構築されるべきであろう。

最後に一点指摘しておきたい。それは組織が戦略を有することの意義である。冒頭に記したような、理念実現のための活動の整理・体系化や構築を図るものとしての戦略の意義とは異なる、もう一つの意義についての指摘である。理念を実現するために考察される戦略論は、ビジョンの設定から個別施策の策定まで非常に細かく設定されることになる。当然、到達目標や実現可能性が設定・検討され、それに届かなければ戦略の練り直しを求められることになる。そう考えるとき、戦略の存在は組織の評価基準にも置き換えることができるのではないだろうか。大学に限らず、アーカイブズにおける評価の問題を如何に考えるかという点については多くの議論がある。殊に大学は、「自己点検・評価」や「外部評価」等、組織に評価が求められる時代となっている<sup>39)</sup>。アーカイブズの評価基準として、入館者数や閲覧申請件数が重視されるのか、あるいは移管・収集資料の数量や活動実績が評価されるのか、定まった見解は無い。そこで、アーカイブズ自身が組織の戦略を策定することで、それを評価基準とするのである。もとよりそれは「自己評価」の部類に属するものではあるが、その存在によって日々の活動を戦略の下に捉え直し、重点施策や問題の所在を明らかにすることが可能となる。さらに言えば、その戦略が大学アーカイブズに広く一般化することができたとすれば、それは「自己評価」の枠を越えて、まさしく大学アーカイブズ共通の評価基準ともなるのである。国・公・私立の別、あるいは活動規模の大小等の点で、評価基準の一般化が容易ではないことは承知しているが、アーカイブズ活動が多くのおこなわれている現状をみると、アーカイブズの評価にかかわる問題は、今後重要な検討課題として認識されなければならないだろう。「戦略」と「評価」を如何に結びつけることができるか、このことの可能性については稿を改めて論じることにしたい。

39) なお、大学の自己点検・評価と大学アーカイブズとの関係については前掲書「自己点検・評価」・「教育研究」と大学アーカイブズが詳しい。そこでは「これまでの日本の大学アーカイブズが、大学の自己点検・評価に貢献したという事実は存在しないと思われる」(45頁)と指摘されている。